平成２２年（フ）第９７９４号
大阪府門真市泉町１番32号
債務者　市田マキ子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４３号
大阪市都島区都島南通２丁目12番14号
債務者　山下百合子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　浦田　　智
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６号
大阪府門真市下馬伏町20番４号
債務者　本多　友香
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１号
大阪市北区長柄中２丁目５番39号　シャトー第１　203号室
債務者　村田　　洋
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５号
大阪市阿倍野区桃ケ池町２丁目12番９号
債務者　小野　　基
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目18番７号
債務者　小野　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番９―201号
債務者　植村　大作
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―115号
債務者　永野　英子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８号
大阪府豊中市豊南町西２丁目13番19号、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町東３丁目13番48号
債務者　玉置　三月（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５号
大阪市平野区長吉川辺３丁目７番29―505号
債務者　砺山照子こと　梁　　照子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３号
大阪市東住吉区西今川１丁目８番15―209号
債務者　細川　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８８号
愛知県大府市吉川町２丁目82番地
債務者　山下　房代
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
栃木県佐野市堀米町3500番地　ラポーゼG、前住所栃木県足利市毛野新町２丁目173番地
１　ジョイタウンＢ３
債務者　笹村　充寛
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３３１号
釧路市興津３丁目６番７号
債務者　鈴木三四子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
釧路市芦野２丁目16番１号
債務者　田畑　　智
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９１号
神奈川県藤沢市石川１丁目７番地の12
債務者　伊澤　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部